平成２１年（フ）第１５０号
兵庫県姫路市飾磨区城南町２丁目32番地ファミリアガーデン105
破産者　守安きよみ
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１０３２号
札幌市北区新川２条５丁目３番11号
破産者　市川　暢男
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９２１号
横浜市青葉区市ケ尾町566番地　プロスパー市ケ尾102
破産者　上斗　敏嗣
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９９０号
横浜市戸塚区吉田町1103番地１　第２ＴＯＷＡヒルズ205号
破産者　梁瀬　英紀
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９号
神奈川県南足柄市岩原147番地２　エスポワール橘402、開始決定時の住所山口県宇部市島１丁目８番８―804号
破産者　猪瀬　慎一
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１３０号
長崎県長崎市館内町12番13号
破産者　中村　次郎
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第７２７号
宮崎県宮崎郡清武町大字加納甲1641番地３　ウインドヒルＵＮＯ102号、住民票上の住所宮崎市大工２丁目３番地
破産者　髙倉　　奨
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５２号
宮崎市佐土原町下田島21564番地１　市営住宅久峰７棟105号
破産者　溝上　幸広
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１号
宮崎県都城市高崎町大牟田5696番地
破産者　田口　星視
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１１７号
大分県臼杵市大字江無田467番地の６、申立時の住所大分県臼杵市大字臼杵72番地の25
破産者　小野　浩幸
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成１９年（フ）第５６６号
岩手県紫波郡紫波町犬渕犬渕字上田50番地９ル・ソラリオンⅠ、開始決定時の住所岩手県花巻市石鳥谷町好地第９地割２番地21
破産者　藤根　榮一
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第３６２号
盛岡市前九年３丁目18番５号
破産者　藤井　彦三
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１９５号
盛岡市上米内字赤坂34番地213
破産者　佐藤　惠子
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５４号
埼玉県所沢市大字上山口1835番地の９、前住所埼玉県所沢市大字山口2784番地の１
破産者　渡部　一美
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１６２号
埼玉県ふじみ野市南台１丁目15番４号
破産者　藤本　清訓
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１７８号
埼玉県富士見市西みずほ台３丁目11番地13　ディアコートフォレスト205
破産者　工島　一成
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１７９号
埼玉県富士見市西みずほ台３丁目11番地13　ディアコートフォレスト205
破産者　工島　幸枝
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２０１号
埼玉県入間郡毛呂山町中央４丁目３番地18
破産者　林　　利治
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第２３５号
札幌市手稲区稲穂１条７丁目８番11号、前住所北海道小樽市銭函２丁目25番12号
破産者　安齊　　博
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部